

## 新型コロナウイルス感染症の島内感染状況の公表について

令和4年10月11日

政府対策本部の決定による「With コロナに向けた政策の考え方」により、新型コロナウイルス感染症患者の全数届出が全国的に見直され、次の方々に限定されることとなりました。

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 妊婦の方
- ・ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬又は酸素投与が必要な方

これまで三宅村では東京都からの情報に基づき発生状況を公表していましたが、上記以外の感染者については感染者総数のみが都に報告され、区市町村別の新規感染者数を把握することができなくなりました。

このため、三宅村での感染者数の公表は終了いたしますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いいたします。

### 【問合せ先】

新型コロナについて：福祉健康課健康係 04994-5-0902

情報配信について：総務課防災危機管理係 04994-5-0981